

～電気柵の設置要望調査について～

加茂市鳥獣被害防止対策協議会では、有害鳥獣による農作物被害を防止するため、国の交付金を活用した電気柵の整備を実施しています。

つきましては、**令和 7 年度の設置要望調査**を行いますので、要望される場合は、『電気柵設置要望調査個別票』・『農作物が鳥獣被害に遭った証拠写真』・『設置要望箇所の現況写真』・『設置箇所の図面』を添付して提出してください。

※電気柵設置要望調査個別票は、農林課窓口又は市ホームページの[ホーム≫仕事・事業者≫農業]で取得できます。

【条件】

- 電気柵ひとくくりにつき、**3戸以上の受益者（農業者）**が必要です。
- 耐用年数（8年）以上の設置及び維持管理ができることが条件です。
- 電気柵設置後の形態（出入口等）や設置場所の変更はできません。

【留意事項】

- サル・イノシシなどの鳥獣被害がない地区・ほ場は対象外です。
- 申請をされても、被害の状況、外周延長などから費用対効果を総合的に判断し、**採択されない場合があります。**
- 電気柵導入の受益者負担はありませんが、電気柵の設置費用や設置後の破損及び故障による修理費は受益者の負担となります。
- 納品時期は8月下旬予定で、納品後速やかに設置していただきます。冬期間は破損防止のため撤去する必要があります。**設置・撤去については受益者**で行っていただきます。
- 受益者の方には毎年被害状況を報告していただきます。
- 申請には**農作物が鳥獣被害に遭った証拠写真**をご用意ください。
- 集落ごと囲うなど、出来るだけ**広範囲の設置**をご検討ください。
- 予算の都合上、次年度以降の設置となる場合があります。

【提出先】 加茂市役所 4階 農林課

【提出期限】 令和6年11月15日（金）

【お問い合わせ】

加茂市鳥獣被害防止対策協議会事務局：農林課 有害鳥獣係
TEL：0256-52-0080（内線413） FAX：0256-53-4679